

令和 2 年 8 月

第 3 回

会 議 議 事 録

議 長 松澤 正久

署名委員 山岡 孝

署名委員 茅野 和廣

川 口 市 農 業 委 員 会 事 務 局						
会長	会長職務代理者	事務局長	事務局次長	農地係長	主任	係
令和 2 年 8 月 2 7 日 供覧の上、公開してよいか伺い ます。			合 議			
			農政課長	農政係長	農業振興係長	農業委員会事務局 主任

第3回川口市農業委員会会議議事録

1 川口市農業委員会告示第5号

下記について付議するため、8月26日（水）午前10時00分、市役所第一本庁舎5階503・504中会議室に、第3回川口市農業委員会会議を招集する。

川口市農業委員会
会長 松澤正久

記

第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第2号議案 生産緑地法第10条の生産緑地の買取りの申出に係る「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」の認定について

2 出席農業委員

会長 松澤 正久 会長職務代理者 山岡 孝 3番 茅野 和廣 4番 伊藤 勝博
6番 高山 豊江 7番 早船 輝明 8番 加藤 吉江 9番 小櫃 敏文

3 出席委員の調整

新型コロナウイルス感染症拡大のリスク軽減を図るため、議長は、出席委員の調整を行い、1番 中田 晋一委員、2番 山崎 豊委員、5番 中村 浩幸委員、10番 中山 正二委員を自宅待機とした。

4 出席推進委員

船津 新一

5 欠席推進委員

細田 敏雄

6 出席職員

事務局長 渡辺 裕 農地係長 嶋田 健一 書記 村田 智史

7 開会

午前10時00分、松澤会長は議長席に着席し、委員の過半数の出席により会議が適法に成立した旨を告げ、開会を宣言した。

8 議事録署名委員

議長は、議事録署名委員を慣例により議長から指名してよいか諮ったところ全員異議なく、会長職務代理者 山岡 孝委員、3番 茅野 和廣委員を指名した。

9 農地法第4・5条届出総括表及び報告事項の内容について

- (1) 議長は、届出総括表及び報告事項の内容について事務局に説明を求めた。
- (2) 事務局は、届出に係る専決処理事項について届出書及び添付書類を審査し、すべての要件が満たされており、適法であったので専決した旨を説明し、報告事項1から報告事項5について「資料1」により逐次説明し、全員これを了承した。

10 議案の上程

(1) 許可申請の総括

1) 事務局は、許可申請総括表についてその内容と上程理由を説明した。

(2) 第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

1) 議長は、第1号議案を上程し、事務局に説明を求めた。

2) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「本件は安行領根岸の女性外1名から、福島県二本松市の株式会社アーチへの所有権の移転で、転用目的は資材置場及び駐車場でございます。

申請地は、埼玉協同病院から東に150mほどの所に位置する4筆、計2,721㎡でございます。

譲受人は、平成25年に設立し、福島県を中心に架設工事業を営んでおりましたが、近年、関東地方での事業が拡大していることから、昨年、市内に営業所を設置いたしました。

業務の効率化を図るため、当該営業所を拠点とした資材置場及び駐車場用地を探していたところ、申請地の所有者から了承が得られたため、今回申請に至ったものでございます。

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明申し上げます。

まず、農地の区分につきましては、市街化の区域等に近接する農地で、申請地を含めた一団の農地の規模が10ha未満であるため、第2種農地であると判断しております。

第2種農地は周辺の他の土地に立地することができない場合等は許可となっておりますが、必要面積等の条件を満たす第3種農地や農地以外の土地がなかったため、問題ないものと考えます。

次に、資力及び信用についてですが、資材置場及び駐車場の整備は全額自己資金で賄う計画であり、また、過去に違反転用等を行ったことはなく、転用の妨げとなる権利者等もおりません。

転用行為の妨げとなる権利を有する者がいる場合、その者の同意を得なければ許可しないことになっていますが、農地基本台帳等を確認しても賃借人等はいませんので該当しないと考えます。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、現在、二本松市から車両を手配し資材を搬送していることから、許可後は速やかに転用が行われると考えます。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかったこと又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、市の開発審査課、道路維持課及び河川課に問い合わせたところ、農地転用にあたり支障なしとの回答があったことから、該当しないと考えます。

申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、一体として利用する土地はないため、該当しません。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、設置する資材の量や駐車する車両台数から判断すると問題なく、面積は適正であるため該当しないと考えます。

申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は資材置場及び駐車場が目的であり、該当しないと考えます。

農地の転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないことになっていますが、隣地との境界には単管パイプフェンスを設置し、周辺に影響がないよう施工することから、該当しないと考えます。

申請に係る農地の転用により、地域の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合は、許可しないこととなっていますが、本件により支障が生ずる計画はないため、該当しないと考えます。

以上の調査結果から農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第57条各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えますので、ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。」

3) 議長は地区担当委員に意見を求めた。

4) 地区担当委員は、次のように述べた。

「先日、事務局と現地を確認してきました。

事務局の説明のとおりですので、ご審議の程お願ひいたします。」

5) 議長は、第1号議案について諮ったところ、全員異議なく許可相当と決定した。

(3) 第2号議案 生産緑地法第10条の生産緑地の買取りの申出に係る「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」の認定について

1) 議長は、第2号議案No.1を上程し、事務局に説明を求めた。

2) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「No.1は、安行領家の男性から申請がございました。

申請人の自宅は、花と緑の振興センターから南東に500mほどの所に位置しており、申請地は自宅から南西に600mほどの所に位置した1筆、925㎡でございます。

買取事由発生人は、18歳の頃から年間300日程度、意欲的に耕作を続けておりましたが、1年ほど前に頸肩腕症候群を患ってからは、農業に従事することができなくなってしまいました。

申請人の世帯では、申請地を含む20,261㎡の農地を耕作しており、買取事由発生人、妻、子、子の妻の4人で、シャクナゲ等の花木を栽培しておりましたが、買取事由発生人が故障したことにより、農地を良好に管理する事が困難になったため、今回、一部の生産緑地について買取申し出をすることとなりました。

以上の件につきまして、買取事由発生人が農業の主たる従事者であるか、ご審議の程お願ひいたします。」

3) 議長は地区担当委員に意見を求めた。

4) 地区担当委員は、次のように述べた。

「先日、事務局と現地を確認してきました。

事務局の説明のとおりですので、ご審議の程お願ひします。」

5) 議長は第2号議案No.1について諮ったところ、全員異議なく認定した。

6) 議長は、第2号議案No.2を上程し、事務局に説明を求めた。

7) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「No.2は、東川口6丁目の男性から申請がございました。

申請人の自宅は、戸塚北小学校から南東に450mほどの所に位置しており、申請地は自宅から南西に200mほどの所に位置した10筆、計3,329㎡でございます。

買取事由発生人は、18歳の頃から年間300日程度、意欲的に耕作を続けておりましたが、令和2年5月22日に101歳でお亡くなりになりました。

買取事由発生人は申請人の祖父で、申請地を含む5,391㎡の農地を耕作しており、買取事由発生人、申請人、その母の3人で、ツツジ、モミジ等の植木を栽培しておりましたが、買取事由発生人が死亡したことにより、農地を良好に管理する事が困難になったため、今回、一部の生産緑地について買取申し出をすることとなりました。

以上の件につきまして、買取事由発生人が農業の主たる従事者であるか、ご審議の程お願ひいたします。」

8) 議長は地区担当委員に意見を求めた。

9) 地区担当委員は、次のように述べた。

「先日、事務局並びにみどり課と一緒に現地を確認し、お話を伺いました。

事務局の説明のとおりですので、ご審議の程お願ひします。」

10) 議長は第2号議案No.2について諮ったところ、全員異議なく認定した。

11) 議長は、第2号議案No.3を上程し、事務局に説明を求めた。

12) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「No.3 は、神戸の女性から申請がございました。

申請人の自宅は、川口青陵高校から南西に 350mほどの所に位置しており、申請地は自宅から北西に 150mほどの所に位置した 2 筆、計 816.68 m²でございます。

買取事由発生人は、20 歳の頃から年間 300 日程度、意欲的に耕作を続けておりましたが、1 年ほど前に持病である腰痛及び高血圧が悪化してからは、農業に従事することができなくなってしまいました。

申請人の世帯では、申請地を含む 7,556.68 m²の農地を耕作しており、買取事由発生人、夫、子、子の妻の 4 人で、ケイトウやヒガンバナ等の花木を栽培しておりましたが、買取事由発生人が故障したことにより、農地を良好に管理する事が困難になったため、今回、一部の生産緑地について買取申し出をすることとなりました。

以上の件につきまして、買取事由発生人が農業の主たる従事者であるか、ご審議の程お願いいたします。」

13) 議長は地区担当委員に意見を求めた。

14) 地区担当委員は、次のように述べた。

「先日、事務局並びにみどり課と一緒に現地を確認し、お話を伺いました。

事務局の説明のとおりですので、ご審議の程お願いします。」

15) 議長は第 2 号議案No.3 について諮ったところ、全員異議なく認定した。

1 1 連絡事項

- ・川口の農業だよりの配布について
- ・令和 2 年度農地パトロールの調査書類について
- ・台風や大雪などの自然災害による被害状況の報告対応について

1 2 閉会

午前 10 時 32 分、議長は上程した議案がすべて終了した旨を告げ、第 3 回川口市農業委員会会議を閉じた。

前記のとおり相違のないことを証するため署名押印する。

令和 2 年 8 月 2 6 日

議 長

ⓐ

署名委員

ⓐ

署名委員

ⓐ